

北播磨総合医療センター企業団監査委員個人情報保護条例施行規
程

〔平成22年3月4日〕
〔監査委員規程第4号〕

改正 令和5年8月2日 企業管理規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団個人情報保護法施行条例
(令和5年北播磨総合医療センター企業団条例第1号。以下「条例」という。)の
施行に関し、北播磨総合医療センター企業団監査委員が管理する個人情報
について必要な事項を定めるものとする。

(他の規程等の例)

第2条 条例の施行に関し必要な事項については、この規程その他別に定める
ものを除くほか、北播磨総合医療センター企業団個人情報保護法等施行規程
(令和5年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第4号) その他企業
長が定める規程等の例による。

(事務局長の専決事項)

第3条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 個人情報の保護に関する法律(以下「法律」という。)第77条第1項、
第91条第1項及び第99条第1項に規定する個人情報開示請求書、個人
情報訂正請求書及び個人情報利用停止請求書を受理すること。
- (2) 法律第82条第1項、第93条第1項及び第101条第1項に規定する
開示、訂正及び利用停止の可否の決定を行うこと。

附 則

この規程は、平成22年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。